

第4章 給付に関する共通規定

第1節 管轄および手続

第36条 地域管轄

第6条第1項第1号に定める基礎保障給付は、稼得可能な要扶助者の通常の居所がその区域内に存在する労働エージェンシーが管轄する。第6条第1項第1文第2号に定める基礎保障給付は、稼得可能な要扶助者の通常の居所がその区域内に存在する自治体主体が管轄する。

第36a条 女性保護施設入所時の費用償還

従前の通常の居所から女性保護施設に移る者があった場合、従前の通常の居所を管轄する本編の自治体給付主体は、第36条第2文に基づいて女性保護施設の所在地を管轄する自治体主体に対して、女性保護施設入所中の費用を償還する義務を負う。

第37条 申請の必要性

- (1) 求職者基礎保障給付は、申請に基づいておこなわれる。
- (2) 求職者基礎保障給付は、申請より前の期間に対しては支給されない。本編の給付管轄主体が閉庁している日に給付要件が備わった場合、遅滞なくおこなわれた申請は、当該日に遡及する。

第38条 需要共同体の代理権

稼得可能な要扶助者には、それを否定する特段の根拠がない限り、同一の需要共同体で生活する者も含めて本編に定める給付を申請し受領する代理権があるものと推定する。一つの需要共同体に複数の稼得可能な要扶助者がいる場合、この推定は、給付を申請した者に有利に適用する。

第39条 即時執行性

行政行為のうち、

1. 求職者基礎保障給付について決定する
2. 請求権の移転をもたらす

行為に対する不服申立および取消訴訟は、停止効を有しない。

第40条 手続規定の適用

- (1) 本編に定める手続には、第10編を適用する。第3編中、

1. 行政行為の取消（第330条第1項、同第2項、同第3項第1文および第4文）
 - 1a. 仮の給付決定（第328条）
 2. 仮の支給停止（第331条）
 3. 疾病、年金、介護保険料の償還（第335条第1項、第2項、第5項）

に関する規定は、これを準用する。

(2) 第10編第50条にかかわらず、暖房費および給湯費を除いて、第19条第1文第1号および第2号ならびに第28条の給付において考慮される住居費のうち56パーセントは、費用返還を要しない。第1文は、第10編第45条第2項第3文にあっては、これを適用しない。

第41条 給付の算定

- (1) 生計保障給付に対する請求権は、暦日ごとに生ずる。1月は、30日をもって計算する。給付が1月に満たない場合、給付は分割しておこなう。給付は6ヶ月ごとに認定し、毎月前渡しでおこなうものとする。
- (2) 1ユーロに満たない額は、0,49ユーロまではこれを切り捨て、0,50ユーロからはこれを切り上げなければならない。

第42条 金銭給付の支払

本編に定める金銭給付は、申請において申し出のあった金融機関の国内口座に振り込む。受給権者の住所または通常の居所に金銭給付を送る場合、これにかかる費用を差し引くことができる。これは、金融機関での口座開設が自らの責任とは関係なく不可能であることを受給権者が証明したときは適用しない。

第43条 相殺

金銭による生計保障給付は、要扶助者が故意または重過失による不正確または不完全な申告によって生ぜしめた求償請求権または損害賠償請求権が対象となる場合、要扶助者に適用される基準給付のうち30パーセントにあたる額までを、本編の給付主体の請求権と相殺することができる。第24条に定める期限付加算手当は、第1文による相殺に追加的に算入することができる。相殺の可能性は3年を限度とする。

第44条 請求権の変更

本編の給付主体は、個別の場合にその実行が不当となるような請求権を行使しなくてよい。

第2節 統一的判断

第44a条 稼得可能性および要扶助性の認定

労働エージェンシーは、求職者の稼得可能状態および要扶助状態を認定する。自治体主体または完全稼得能力減少の場合に管轄権を有するその他の給付主体が、労働エージェンシーの見解に同意しない場合には、調整機関が判断する。調整機関が判断するまでは、労働エージェンシーおよび自治体主体が求職者基礎保障給付を支給する。

第44b条 協同組織

- (1) 本編の任務を統一的に遂行するために、本編の給付主体は、私法上の契約または公法上の契約により、第3編第9条第1a項により設置されるジョブセンター内に協同組織を設ける。

一つの自治体主体内に複数の労働エージェンシーが存する場合、そのうち一つのエージェンシーを管轄責任主体に指定しなければならない。協同組織の形態および組織は、参加する主体、地域の労働事情および地域の経済構造の特殊性を考慮したものでなければならぬ。

(2) 協同組織の業務は、事務局長が統括する。事務局長は、協同組織を裁判外も裁判上も代表する。労働エージェンシーと自治体との間で、協同組織設置に際し、事務局長決定手続に関する一致が得られない場合、事務局長は、労働エージェンシーと自治体とが1年交代でそれぞれ一方が決定することとする。最初の事務局長を労働エージェンシーと自治体のどちらがおこなうかは、くじで決める。

(3) 協同組織は、本編の給付主体としての労働エージェンシーの任務をおこなう。自治体主体は、本編に定める任務の遂行を協同組織に委託するものとする；第10編第88条第2項第2文と関連する第94条第4項は、これを適用しない。協同組織は、任務履行のために、行政行為および不服申立決定を公布する権限を有する。協同組織の監査は、連邦経済労働省の了承を得て、州最上級管轄行政庁がこれをおこなう。

(4) 労働エージェンシーおよび自治体主体は、他方主体のなす給付にとって重要と思われるすべての入手した事実を、相互に通知する。

(5) 廃止

第45条 共同調整機関

(1) 求職者の稼得可能性または要扶助性に関して本編の給付主体間で争いがある場合および完全稼得能力減少の場合に管轄権を有する給付主体との間で稼得可能性に関して争いがある場合、共同調整機関がこれを判断する。共同調整機関は、議長のほか、労働エージェンシーの代表者およびその他の給付主体の代表者それぞれで構成される。議長は、両主体が共同で決定する。議長の決定について主体間で一致が得られない場合、議長には、6ヶ月ごとに労働エージェンシーの業務執行者と他の給付主体の長とが交代である。

(2) 共同調整機関は、一致した決定が出るよう努めなければならない。共同調整機関は、必要な範囲で、専門家を招き、構成員の過半数で決定する。専門家は、証人および専門鑑定員の報酬に関する法律による報酬を受ける。支出は、連邦が負担する。

(3) 連邦経済労働省は、連邦財務省および連邦保健社会保障省の了承のもと、法規命令により、共同調整機関の活動手続に関する原則を決定する権限を有する。

第5章 財源および監督

第46条 連邦からの財政措置

- (1) 連邦は、連邦エージェンシーが給付した限りで、事務費を含む求職者基礎保障の費用を負担する。連邦会計検査院は、給付支給を検査する。これは、第44b条による協同組織の任務が実施される限りでも適用する。統合給付と事務費との定額化も許される。統合給付および事務費の支給財源は、一体の予算中で算定される。
- (2) 連邦は、第1項第4文による財源をどのような基準で各労働エージェンシーに配分するかについて定めることができる。その交付に際しては、稼得可能な基礎保障給付受給者数を基礎とする。連邦経済労働省は、連邦財務省の了承のもと、法規命令により、連邦参議院の同意を要せず、労働統合給付の財源配分についてその他の補完的基準を定めることができる。
- (3) 第1項第5文による財源のうち支出されなかつたものは、その半分までを翌年に繰り越すことができる。繰り越される財源は、当該会計年度の予算総額の10パーセントを超えてはならない。
- (4) 連邦エージェンシーは、2月15日、5月15日、8月15日、11月15日までに、給付準備額を連邦に報告するものとし、この額は、前四半期における一需要共同体あたりの失業手当II、社会手当および社会保険料に対する支出額の月平均額を12倍した金額に、前四半期において失業手当受給後3ヶ月以内に失業手当IIの請求権を得た者の数を乗じたものとする。
- (5) 連邦は、労働市場における現代的サービスのための第四法によって、同法により生ずる州の経費節減を考慮した上で、自治体にとって年25億ユーロの負担が軽減されることを確保するため、第22条第1項に定める住居および暖房給付について目的拘束的に費用負担する。
- (6) 連邦は、2005年においては、第5項に掲げる給付の29.1パーセントを負担する。この割合は、2005年3月1日および2005年10月1日に検証する。自治体の負担軽減が年25億ユーロを超過または不足したことが検証された場合、連邦の負担率は2005年1月1日に遡ってこれに対応した調整をおこなうが、小数点以下の桁まで正確に反映させる必要はない。2005年10月1日の検証においては、さらに、2006年の連邦負担割合を定める。
- (7) 2006年および2007年の検証は、それぞれ前年の10月1日にこれをおこなう。自治体の負担軽減が年25億ユーロを超過または不足したことが検証された場合、連邦の負担率は当該年の1月1日に遡ってこれに対応した調整をおこなうが、小数点以下の桁まで正確に反映させる必要はない。2006年10月1日の検証においては、さらに、2007年の連邦負担割合を定め、2007年10月1日の検証においては、2008年以降の連邦負担割合を定める。
- (8) その後の検証および調整は、2009年10月1日におこない、それ以降は2年おきにおこなう。
- (9) 第5項に掲げる連邦負担割合に関する第6項ないし第8項に基づく検証および調整は、付則の判断基準に従う。
- (10) 第5項に掲げる給付に対する連邦負担は、州に償還する。償還請求は、月の中旬および月末におこなうことができる。第5項に掲げる連邦負担割合に関する第6項ないし第8項に基づく検証により、割合を引き上げる結果が出た場合、連邦負担割合の引き上げが法律上確定するまでは、州の申立により、それまで適用されていた連邦負担割合を上限として毎月予め分割払いする。この分割払いは、1ヶ月分までを前倒ししておこなうことができる。

第47条 監督

- (1) 連邦エージェンシーが本法に定める給付をおこなう限りで、連邦経済労働省は、法的監督および専門的監督をおこなう。連邦経済労働省は、連邦エージェンシーに指示を与え、自らの見解に拘束することができる。認可自治体主体に対する監督は、州管轄行政庁がその責務を負う。
- (2) 連邦経済労働省は、法規命令により、連邦参議院の同意を要せず、第1項に定める事務の遂行を上級の連邦官庁に委任することができる。

第48条 目標に関する協定

連邦財務省の了承のもと、連邦経済労働省は、連邦エージェンシーとの間で、本法に定める目標達成のための協定を締結するものとする。この協定により、以下の各号が可能になる。

1. 連邦経済労働省のおこなう必要な許認可および同意を代替すること
2. 労働統合給付および事務費に関する予算の自主的執行を認めること

第49条 内部監査

- (1) 連邦エージェンシーは、すべての部門において、当該部門には属しない自らの職員によって、本編に定める給付を法律の規定に照らして当該部門におこなわせるべきであったかどうか、合目的的もしくは経済的に実施され得たかどうかについて監査がおこなわれるよう、組織的な措置を通じて確保する。監査の実施は、これを第三者に委託することができる。
- (2) 連邦エージェンシーの監査担当者は、その監査の期間中、専門的直接的に、その勤務する部門の指揮下に置かれる。
- (3) 理事会は、第1項による報告書を遅滞なく連邦経済労働省に提出する。

第6章 データ送達およびデータ保護

第50条 データ送達

(1) 連邦エージェンシー、自治体主体および認可自治体主体は、相互に、または本法に定める任務の履行を委任される第三者に対して、その任務履行に必要な限りで、社会データを送達することができる。

(2) 廃止

第51条 非公的機関による社会データの収集、処理および利用

本編の給付主体は、第10編第80条第5項にかかわらず、本法に定める任務履行のために、データ蓄積がデータ内容全体を含む限りでも、非公的機関に対して、社会データの収集、処理および利用を委託することができる。

第51a条 顧客番号

本法の給付の対象となる者はすべて、一度に限り、連邦エージェンシーまたは認可自治体主体が連邦エージェンシーの委託を受けて発行する、本人専用の顧客番号を付与される。顧客番号は、求職者基礎保障の主体が、本人確認手段としてこれを利用することができ、この目的および第51b条第4項の目的以外には用いない。現に存する限りで、第3編に定める給付を以前に受給したときに発行された連邦エージェンシーの顧客番号を用いることができる。顧客番号は、給付主体の変更がある場合も、各個人に割り当て続けるものとする。長期間本編および第3編に定める給付を受けなかった後に新たに給付を受けるときは、新たな顧客番号を発行する。この規定は、需要共同体にもこれを準用する。データを送達する場合、主体は連邦エージェンシーの発行する主体専用の主体番号を用いる。

第51b条 求職者基礎保障主体によるデータの収集および処理

(1) 求職者基礎保障の管轄主体は、求職者基礎保障の実施に際して生ずる以下のデータを継続的に収集する。

1. 需要共同体の構成員すべてを含む、本法に定める給付の受給者
2. 実施された給付および措置の種類および期間、一般労働市場への統合の種類
3. 求職者基礎保障の範囲における収入および支出

自治体主体および認可自治体主体は、第1文のデータを、第51a条による顧客番号および需要共同体番号を附加して、個人データ形式で連邦エージェンシーに送達する。

(2) 第1項第1号および第2号の範囲で、以下のデータの収集および送達をすることができる。

1. 氏名；住所；家族状況；性別；生年月日；国籍、外国人にあっては滞在許可法上の種別；判明している限りで、社会保険番号；需要共同体における立場；需要共同体の全構成員数および年齢構成；需要共同体の構成の変化；全世帯員数；実施されている追加需要加算の種類
2. 申請日、開始日および終了日、個々の受給者に対する給付および措置の種類および金額（第16条第2項第1号ないし第4号に定める給付を含む）、各月の請求権および総

需要、承認を受けた暖房抜き総家賃月額；第31条および第32条に基づく制裁ならびに第29条および第30条に基づく奨励の原因、種類および範囲；給付停止を理由とする扶助の終了

3. すべての受給者について、認定収入、移転した請求権および資産の種類および金額
4. 15歳以上65歳未満の受給者について、第1号および第2号に掲げるものの他、以下の指標：普通教育学校の最終学歴；最終職業教育歴、高等教育歴（職業）；稼得能力および稼得能力減少の種類と程度に関する情報；労働受け入れの期待可能性または期待可能性の阻害理由；稼得活動の種類および程度を含む、稼得生活への参加；第3編第118条にいう、求職および失業；第65条第4項の適用に関する情報

(3) 第1項第3号の範囲で、管轄労働エージェンシー、管轄認可自治体主体または管轄自治体主体の種類および所在地、金額ごとの収入および支出、収入の種類および給付種類を、収集し送達することができる。

(4) 第1項ないし第3項に基づいて収集されたデータは、他の法的根拠に基づいて生ずる報告義務とはかわりなく、以下の目的のためのみにその処理および利用をなすことができる：

1. 本編および第3編に定める給付の、調査対象者への再度の支給
2. 適正かつ効率的な給付の実施に関する、求職者基礎保障主体への審査
3. 連邦エージェンシーによる統計および統合決算書の作成、継続的な報告書作成、第53条ないし第55条に基づく効果分析。

(5) 連邦エージェンシーは、自治体中央団体の了承を得て、連邦全体で、第1項ないし第3項により送達される情報の、調査報告を含む厳密な範囲およびその送達期限について定める。このほか連邦エージェンシーは、使用されるシステム、データ形式を含むデータ送達の方法、第51a条による顧客番号および需要共同体番号の構成、発行、使用、消去期限を定める。

第51c条 政令への授権

連邦経済労働省は、法規命令により、第51b条によるデータ送達の方法および範囲、とりわけ第2項および第3項の内容について、原則規定を定める権限を有する。

第52条 自動データ比較

(1) 連邦エージェンシーは、本編の給付受給者について、定期的に自動データ比較により、以下の各号に関して照合することができる。

1. これらの者における、法定労災保険主体または法定年金保険主体による給付の、現在および過去における受給の有無、金額および期間
2. 本編に定める給付受給期間と保険加入義務期間または僅少労働期間との重複の有無およびその期間
3. 連邦財務省に対する所得税法第45d条第1項に基づくデータ送達の有無および内容
4. 第12条第2項第2号にいう資産の、所得税法第10a条または第9編にいう優遇積み立て型老後準備の目的への合致の有無およびその程度
5. これらの者における、社会扶助主体による給付の、現在および過去における受給の有無、金額および期間

(2) 自動データ比較実施のため、本編の給付主体は、本法に定める給付受給者について、以

下のデータを第1項に掲げる機関に送達することができる。

1. 氏名
2. 生年月日、出生地
3. 住所
4. 社会保険番号

(2a) 年金保険主体データ機関は、仲介機関として、第1項および第2項によるデータ比較に必要な限りで、第1項および第2項により送達されるデータを、蓄積し利用することができる。同機関は、データ比較に必要な限りで、基幹データ（第6編第150条）のデータおよび使用者への調査のために管理するデータ（第4編第28p条第8項第2文）を利用することができる。第1文により年金保険主体データ機関に蓄積されたデータは、データ比較終了後遅滞なく消去しなければならない。

(3) 第1項に掲げる機関に送達されたデータおよびデータ媒体は、データ比較実施後遅滞なく返却、消去または破棄しなければならない。本編の給付主体は、送達されたデータを第1項に基づく照合のためのみに利用できる。照合の結果、問題がなかった者のデータは、遅滞なく消去しなければならない。

(4) 連邦経済労働省は、法規命令により、連邦保健社会保障省の了承のもと、自動データ比較の手続およびその費用に関して詳細を定める権限を有する；その際、教示機関への照会が、その管轄権が少なくとも一つの連邦州全体および中央調整機関（統括機関）によって確実におこなわれる旨を定めなければならない。

第7章 統計および分析

第53条 統計

- (1) 連邦エージェンシーは、求職者基礎保障の実施にあたって第51b条により自ら収集したデータならびに自治体主体および認可自治体主体が第51b条により連邦エージェンシーに送達したデータから、統計を作成する。連邦エージェンシーは継続的な報告をおこない、本編に定める給付を労働市場調査および職業調査に役立てる。第3編第280条、第281条、第282a条は、これを準用する。
- (2) 連邦経済労働省は、統計の種類および範囲、項目および指標ならびに報告実施について詳細を定めることができる。
- (3) 連邦エージェンシーは、第1項による統計を連邦経済労働省に提出し、適切な方法で公表する。連邦エージェンシーは、連邦経済労働省の短期的な情報要請にも対応できるよう態勢を整える。

第54条 統合決算書

すべての労働エージェンシーは、労働統合給付に関して統合決算書を作成する。第3編第11条は、これを準用する。個々の措置が直接に労働統合に結びついていない限りで、稼得可能な要扶助者の統合促進に適した方法を示すその他の尺度を、連邦エージェンシ

一は開発しなければならない。

第55条 効果の分析

統合給付および生計保障給付の効果は、これを定期的かつ詳細に調査しなければならず、第3編第282条による労働市場調査および職業調査に役立てなければならない。連邦経済労働省と連邦エージェンシーとは、協定において効果分析の詳細を定めることができる。合目的的である限りで、効果分析を第三者に委託することができる。

第8章 協力義務

第56条 労働不能に関する報告義務、証明義務

生計保障給付を申請した者は受給する稼得可能な要扶助者は、労働エージェンシーに対し、

1. 労働不能の発生およびその予想される期間を遅滞なく報告しなければならず、
2. 労働不能の発生後遅くとも3暦日が経過するまでに労働不能およびその予想される期間についての医師の証明書を提出しなければならない。

労働エージェンシーは、医師の証明書提出を3暦日より早く求めることができる。労働不能が、証明書記載期間よりも長期にわたる場合、労働エージェンシーに対して新たな医師の証明書を提出しなければならない。証明書は、労働不能の診断およびその予想される期間を記した労働不能証明書を疾病保険主体に遅滞なく転送することについての、診断を下した医師による注記を含んでいなければならない。

第57条 使用者の情報提供義務

使用者は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める給付請求権の決定にとって重要と思われる事項について情報を提供しなければならない；これに関して労働エージェンシーは特定の書面の使用を求めることができる。情報提供義務は、就労関係の終了および終了した理由についての申告にもおよぶ。

第58条 収入証明

(1) 本編に定める継続的金銭給付を申請した者は受給する者を有償で雇用した者は報酬を与えて自営的業務を委任する者は、被用者または受任者に対し、給付を申請した者は受給した期間について、その稼得活動の種類、期間および労働収入または報酬額を遅滞なく証明しなければならない。その際、労働エージェンシーの作成する書面を利用しなければならない。証明書は、給付を申請した者は受給する者に遅滞なく手交しなければならない。

(2) 本編に定める継続的金銭給付を申請した者は受給し、有償で役務または生業活動をおこなっている者は、役務の依頼者または注文者に対し、労働収入または報酬の証明用に作成された書面を遅滞なく提出しなければならない。

第59条 届出義務

一般届出義務（第3編第309条）および管轄変更時の届出義務（第3編第310条）に関する規定は、これを準用する。

第60条 第三者の情報提供義務、協力義務

(1) 本編に定める給付を申請しましたは受給する者に対して、本編に基づくその給付を排除しましたは軽減するのに適した給付をおこなう者は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める任務の実施に必要な限りで、これらの点に関して情報を提供しなければならない。

(2) 本編に定める給付を申請しましたは受給する者に対して、本編に基づくその給付を排除しましたは軽減するのに適した給付をおこなう義務を負う者またはその預金を管理しもしくは資産を保管する者は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める任務の実施に必要な限りで、これらの点およびそれと関連する資産または収入に関して情報を提供しなければならない。第10編第21条第3項第4文は、これを準用する。扶養義務の確認については、民法典第1605条第1項を適用する。

(3) 以下に掲げる者

1. 本編に定める給付を申請しましたは受給する者またはそのパートナー
2. 第2項に基づき情報提供義務を負う者

を雇用する者は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める任務の実施に必要な限りで、雇用とりわけ労働収入に関して情報を提供しなければならない。

(4) パートナーの収入または資産を考慮しなければならない限りで、

1. パートナー本人
2. そのパートナーの預金を管理しましたは資産を保管する第三者

は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める任務の実施に必要な限りで、これらの点に関して情報を提供しなければならない。第10編第21条第3項第4文は、これを準用する。

(5) 本編に定める給付を申請しましたは受給する者を雇用しましたはその者に報酬を与えて自営的業務を委任する者は、労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、本編に定める任務の実施に必要な限りで、営業帳簿、営業資料、書類ならびに家内労働者の名簿、賃金台帳、賃金資料の閲覧を許可しなければならない。

第61条 労働統合給付に関する情報提供義務

(1) 労働統合給付を実施していた主体または実施している主体は、労働エージェンシーに対し、給付の適正な執行状況およびその程度に関する事実の説明を遅滞なくおこなわなければならない。主体は、給付にとって重要な意味のある変動を遅滞なく労働エージェンシーに通知しなければならない。

(2) 統合措置への参加者は、

1. 労働エージェンシーに対し、その求めに応じて、統合措置の成果その他質の審査に必要な情報をすべて提供しなければならず、

2. 措置主体による給付および手続の決定を受け入れなければならない。

措置主体は、参加者に対する自らの評価を遅滞なく労働エージェンシーに通知しなければならない。

第62条 損害賠償

故意または重過失により

1. 所得証明書に記載せず、不正確に記載し、または不完全な記載をした者

2. 第57条または第60条に定める情報を提供せず、不正に提供したまたは不完全な提供をした者

は、それによって生じた損害の賠償義務を負う。

第9章 過料規定

第63条 過料規定

(1) 故意または重過失により以下の行為をした者は秩序違反とする。

1. 第57条第1項に反して、情報を提供せず、不正確に提供し、不完全に提供したまたは適時に提供しない者

2. 第58条第1項第1文または第3文に反して、稼得活動の種類および期間ならびに労働収入または報酬の額を証明せず、不正確に証明し、不完全な証明をしもしくは適時に証明しない者、または証明書を手交せず、適時に手交せずもしくは不完全な手交をした者

3. 第58条第2項に反して、特定の書面に記載せず、または適時に記載しない者

4. 第60条第1項、第2項第1文、第3項もしくは第4項第1文に反して、または民間主体として第61条第1項第1文に反して、情報を提供せず、不正確に提供し、不完全に提供したまたは適時に提供しない者

5. 第60条第5項に反して、閲覧を許可せずまたは適時に許可しない者

6. 第1編第60条第1項第1文第2号に反して、継続給付請求権にとって重要な諸事情の変動を報告せず、不正確に報告し、不完全に報告したまたは適時に報告しない者

(2) 秩序違反は、第1項第6文にあっては5000ユーロ以下の過料に、その他の各号にあっては2000ユーロ以下の過料に処することができる。

第10章 給付濫用への対抗

第64条 管轄

- (1) 給付濫用への対抗には、第3編第319条を適用する。
- (2) 秩序違反に関する法律第36条第1項第1号にいう行政機関とは、以下の各号にそれぞれ掲げるものとする。
 1. 第63条第1項第1号ないし第5号の場合にあっては、連邦エージェンシー
 2. 第63条第1項第6号の場合にあっては、連邦エージェンシーおよび業務領域ごとの関税行政機関

第11章 経過規定、最終規定

第65条 経過規定総則

- (1) 本編に定める給付主体は、失業扶助、後期引揚者統合扶助または社会扶助を受給する稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者から、2005年1月1日以降本編に定める生計保障給付の支給に必要となる資料を、2004年10月1日より収集するものとする。主体は、第1文に定める資料を2004年8月1日より収集することができる。第1編第60条は、これを準用する。
- (2) 連邦エージェンシーは、本編に定める任務の遂行を補助する者の資格を認定する。
- (3) 第40条第2項第2文は、第19条第1項第1号、第2号および第28条に定める給付の他、住宅手当法に定める住宅手当が支給された場合、これを準用する。
- (4) 第2条にかかわらず、58歳以上で、かつ、生計保障給付請求権に必要な通常の要件を、その者に労働準備がなく要扶助状態を労働受け入れにより終わらせるあらゆる可能性を利用せずかつ利用する意思がないことのみを理由に充足できない稼得可能な要扶助者も、生計保障給付請求権を有する。2006年1月1日以降、第1文は、2006年1月1日より前に請求権が発生しかつ稼得可能な要扶助者がこの日より前に58歳を満たした場合に限り、なおこれを適用する。第3編第428条は、これを準用する。
- (5) 第12条第2項第1文は、2004年12月31日時点の法文における2001年12月13日失業扶助法令(BGBI. I S. 3734)第4条第2項第2文に掲げる者に対し、1歳ごとに200ユーロの基礎控除額ではなく520ユーロの控除額に、各人13000ユーロの最高限度額ではなく33800ユーロの最高限度額にそれぞれ読み替えて適用する。
- (6) 第15条第1項第2文は、統合協定は12ヶ月以内に締結するものとして、2006年12月31日まで適用する。

第65a条 生計保障給付への経過措置

- (1) 稼得可能な要扶助者を管轄する労働エージェンシーと自治体主体とによる協同組織が設置されず、または自治体主体がその任務の遂行を協同組織に移譲していない限りで、2005年1月1日より前になされた稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体

で生活する者のための生計保障給付申請は、以下の各号に定める主体が、さしあたりこれを認定する。

1. 2004年10月1日から2004年12月31日までの期間、連邦社会扶助法に定める生計扶助を少なくとも1日受給していた者に対しては、管轄自治体主体
2. その他の場合にあっては、管轄労働エージェンシー

認定は、その同意がある場合、他の給付主体のためにもおこなうことができる。最初の決定をおこなった給付主体は、管轄給付主体に対して遅滞なく、給付決定の写しおよび申請資料をすべて送達する；最初の決定をおこなった給付主体は、管轄給付主体のために給付を支弁し、簡易な手続でこれを精算する。同意の手続は、両給付主体間で協定することができる；協定が成立しない場合、最初の決定をおこなう予定の報告後2週間以内に同意拒否を一方の主体が通知しないときは、当該主体の同意があったものと見なす。管轄主体が同意を拒否した場合、生計保障給付申請に対する認定および給付の支弁は、管轄主体がこれをおこなう。

(2) 生計保障給付に対する最初の認定決定は、2004年12月10日までに受給者に到達させるものとする；最初の認定は、個々の事情を勘案し、3ヶ月から9ヶ月までを期間としておこなうものとする。

第65b条 労働統合給付への経過措置

(1) 稼得可能な要扶助者を管轄する労働エージェンシーと自治体主体による協同組織が設置されず、または自治体主体がその任務の遂行を協同組織に移譲していない限りで、2004年7月31日より後において、

1. 稼得可能な要扶助者に対して連邦社会扶助法に定める労働統合給付をおこなっている
2. 第三者との間で就労扶助給付実施につき協定している

のいずれかにあたる社会扶助主体は、管轄労働エージェンシーまたは認可自治体主体に対して、当該措置を最長2005年12月31日まで労働統合給付として継続することに同意するよう義務づけることができる；第12編第134条は、本条の影響を受けない。同意手続の詳細は、給付主体間で協定することができる；協定が成立しない場合、労働エージェンシーまたは認可自治体主体が報告後2週間以内に同意拒否を通知しないときは、その同意があつたものと見なす。社会扶助主体は、労働エージェンシーまたは認可自治体主体に対して、決定の写しを送達する。

(2) 労働エージェンシーは、認可自治体主体による、2005年6月30日までの期間中主体に課せられた個別の事例または同様の事例における労働統合給付任務の実施委託を、重大な理由のない限り拒否してはならない。

第65c条 能力減少に関する経過措置

2004年12月31日において、

1. 第3編第125条と関連する第198条第2文第3号を根拠に失業扶助が支給されている
2. 15歳以上65歳未満の、連邦社会扶助法に定める生計扶助給付受給者のした稼得能力減少年金申請に対する決定がまだおこなわれていない

のいずれかにあたる場合、第44a条第2文および第45条による調整機関が2005年1月1日時点で問題の処理にあたるものと見なす。

第65d条 データの送達

- (1) 社会扶助主体および労働エージェンシーは、その保有する、求職者基礎保障給付を申請したまたは受給する者への給付支給に関する資料を、この内容を知ることが本編に定める任務履行に個別に必要な限りで、管轄給付主体に対しその求めに応じて主体が利用できるように措置するものとする。
- (2) 連邦エージェンシーは、資料の利用可能化措置によって社会扶助主体に生じた実費を主体に償還する；償還額を定額化することもできる。

第65e条 協定および行政行為の効力延長措置；要請措置の継続

- (1) 生計保障給付の合目的的使用が確保されない限りで、失業手当IIは、その全部または一部を、2004年12月31日時点での効力を有する協定または行政行為を根拠に、2005年6月30日まで、引き続き賃貸人その他の受領権者に支払うことができる。
- (2) 失業手当および失業扶助における停止期間または支給延期期間の開始についての労働エージェンシーの決定ならびに生計扶助減額についての社会扶助主体の決定は、生計保障給付においては、給付の削減額に第31条第1項および第2項を準用することを条件に、その効果を継続させるものとする。

第66条 政令への授権

連邦経済労働省は、連邦財務省および連邦保健社会保障省の了承のもと、法規命令により、

1. 社会扶助主体から連邦エージェンシーへの移行の詳細の決定
2. 移行に関する労働エージェンシーと社会扶助主体との協定の最低基準の決定をおこなう権限を有する。

第67条 控除額の改定に関する規定

2005年9月30日まで有効な法文における第11条および第30条は、2005年10月1日より前に開始した認定期間（第41条第1項第4文）について引き続きこれを適用しなければならないが、ただし最長で稼得活動の受け入れまでとする。

付則（第46条第9項） 検証および調整の基準

第46条第5項による連邦の負担比率は、年額25億ユーロの自治体負担軽減の確保に必要な自治体の追加的補填需要（分母）と第22条第1項に定める住居および暖房に対する自治体の給付（分子）とから求められる百分率に対応させるものとする。

自治体の追加的補填需要（分母）は、労働市場における現代的サービスのための第四法に基づく自治体負担に25億ユーロを加えたものと、同法によって生ずる自治体負担軽減額および同法による州の節減額の合計との差額によって求めるものとする。

連邦負担比率の検証においては、本法の継続的行政執行から導かれる統計データを基

礎としなければならない。このデータが利用可能でない場合に限って、その他の統計資料を参照することができる。その他の資料の利用の妥当性は、継続的行政執行からデータが導かれ次第、検証しなければならない。

2005年3月1日の検証は、上掲のデータ資料がなお利用可能でない限りで、2004年の平均失業扶助受給者数、家計経済計算統計法第1条第2号による所得消費抽出調査、社会扶助統計、住宅手当統計および2003年の老齢期および稼得能力減少時における需要に即した基礎給付に関する法律第8条による統計に基づいて、これをおこなう。

検証は以下の要素を基におこなう：

A. 自治体の負担増

1. 本法第22条に定める住居および暖房給付、第23条第3項に定める給付
2. 本法第16条第2項第2文第1号ないし第4号に定める給付（統合給付）のうち、統合協定に含まれるもの、他の優先する法規定に基づかないもの、および2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法第17条に関連して支給された給付を超えるもの
3. 第1号および第2号に掲げる給付の実施のための人的物的支出のうち、2.6億ユーロを超えるもの
4. 第12編第29条に定める住居および暖房給付のうち、2004年12月31日まで有効な法文における住宅手当法上これらの給付に対する請求権が生ずるもの。これらの支出の推計値として、以下のものを用いる：第12編第29条に定める給付を受ける需要共同体の数と、単身世帯の平均定額住宅手当との積、このうち住宅手当平均額は、2004年住宅手当統計により算出し、以降は各年、家賃、水道、電力、ガスその他の燃料に関する連邦統計局の消費者物価指数によりこれを補正するものとする。単身世帯援用の妥当性は、行政執行から導かれるデータを基に検証しなければならない。

B. 自治体の負担減

1. 稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者に対しておこなう、2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法による、第2章に基づく生計扶助（とりわけ継続給付および一時給付、医療保険料および介護保険料引き受け、老齢保障費、ただし就労扶助は除く）および第3章に基づく医療扶助への自治体の純支出

これらの支出の推計値として、以下のものを用いる：2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法による給付を受けた（仮定）需要共同体数と、2004年1月31日時点の社会扶助統計から導かれる稼得可能な社会扶助受給者のいる一需要共同体あたりの平均純支出との積、このうち平均純支出は、稼得可能な社会扶助受給者のいる一需要共同体あたりの平均純支出が稼得不能な社会扶助受給者のいる一需要共同体あたりの平均純支出をどの程度上回るかを考慮した上で、連邦統計局の総合消費者物価指数によりこれを補正するものとする。

これらの支出の算定にあっては、2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法による給付を受けた（仮定）需要共同体数の推計値として、以下のものを用いる：本法の給付を受ける需要共同体のうち、当該給付にかかる以前に第3編に基づく失業手当を受けたことがないものの総数、および2004年12月31日まで有効な法

文における連邦社会扶助法による給付のほか2004年12月31日まで有効な法文における社会法典第3編による賃金代替給付も受けた需要共同体（重複受給者）の総数。

勘案すべき重複受給者数の推計値として、以下のものを用いる：2004年12月31日時点の社会扶助統計による重複受給者を、2004年12月31日まで有効な法文における第3編による失業扶助を受けたとされる需要共同体数の推移による補正したもの。

2. 2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法第2章第2節による稼得可能な要扶助者に対する就労扶助に自治体がした、11.5億ユーロの支出
3. 第1号および第2号に掲げる給付の実施のための、自治体の人的物的支出

これらの支出の推計値として、以下のものを用いる：2004年12月31日まで有効な法文における連邦社会扶助法による給付を受けた（仮定）需要共同体数（重複受給者を含む）と、一需要共同体あたりの年平均人的物的支出との積、この支出は2005年については919ユーロとし、公共サービスにおける年平均人件費増加率でこれを補正する。

C. 州の負担減

1. 労働市場における現代的サービスのための第四法における住宅手当法の改正による州の負担減。

この負担減調査の推計値として、以下のものを用いる：社会法典第12編第29条に定める住居および暖房給付のうち、2004年12月31日まで有効な法文における住宅手当法上これらの給付に請求権が生ずるもの給付の推計値、および、本法の給付を受ける需要共同体数と平均定額住宅手当との積を合計したものの半分、このうち住宅手当平均額は、2004年住宅手当統計により算出し、0.67の係数をかけて減額し、以降は客年、家賃、水道、電力、ガスその他の燃料に関する連邦統計局の消費者物価指数によりこれを補正するものとする。

2. 生計扶助受給者への統合給付として2億ユーロ

第二部 社会法典第12編（社会扶助）

社会法典第12編（社会扶助）

公布 2003年12月27日(BGBl. I S. 3022)

施行 2005年1月1日（一部を除く）

最終改正 2005年3月21日(BGBl. I S. 818)

目次	50
第1章 総則	55
第1条 社会扶助の任務	55
第2条 社会扶助の後順位性	55
第3条 社会扶助主体	55
第4条 協働	55
第5条 民間社会福祉団体との関係	55
第6条 専門性	56
第7条 州の任務	56
第2章 社会扶助の給付	56
第1節 納付の諸原則	56
第8条 納付	56
第9条 個々の特殊性に基づいた社会扶助	57
第10条 納付の実施	57
第11条 助言および支援、活性化	57
第12条 納付協定	58
第13条 施設に対する納付、他の納付の優先	58
第14条 預防およびリハビリテーションの優先	58
第15条 預防的納付、事後の納付	59
第16条 家族に適した納付	59
第2節 納付請求権	59
第17条 請求権	59
第18条 社会扶助の開始	59
第19条 受給権者	59
第20条 夫婦類似共同体	60
第21条 第2編に定める受給権者に対する特別規定	60
第22条 職業教育訓練納付受給者に対する特別規定	60
第23条 外国人に対する社会扶助	61
第24条 在外ドイツ人に対する社会扶助	61
第25条 第三者の支出の償還	62
第26条 制限、相殺	62

第3章 生計扶助	63
第27条 必要生計費	63
第28条 通常需要、基準額の内容	63
第29条 住居および暖房	63
第30条 追加需要	64
第31条 一時需要	65
第32条 疾病保険料、介護保険料	65
第33条 事前準備のための保険料	65
第34条 特別な場合の生計扶助	65
第35条 施設における必要生計費	66
第36条 需要充足の推定	66
第37条 補足的貸付	67
第38条 一時の困窮状態の場合の貸付	67
第39条 給付の制限	67
第40条 政令への授權	67
第4章 老齢期および稼得能力減少時における基礎保障	68
第1節 原則	68
第41条 受給権者	68
第42条 給付の範囲	68
第43条 資産活用および扶養請求権についての特別規定	68
第2節 手続規定	69
第44条 特別手続規定	69
第45条 長期完全稼得能力減少の認定	69
第46条 年金保険主体との協力	69
第5章 保健扶助	70
第47条 予防的保健扶助	70
第48条 疾病扶助	70
第49条 家族計画扶助	70
第50条 妊娠時および出産時の扶助	70
第51条 不妊手術時の扶助	70
第52条 給付の提供、報酬	70
第6章 障害者統合扶助	71
第53条 受給権者および任務	71
第54条 統合扶助給付	71
第55条 施設内の障害者に対する特別規定	72
第56条 その他の就労場所における援助	72
第57条 給付主体の枠を超える個人予算	72

第58条 総合計画	72
第59条 保健局の任務	72
第60条 政令への授権	73
 第7章 介護扶助	 73
第61条 受給権者および給付	73
第62条 介護金庫の認定の拘束力	74
第63条 在宅介護	74
第64条 介護手当	74
第65条 その他の給付	75
第66条 紙付競合	75
 第8章 特別な社会的困難を克服するための扶助	 75
第67条 受給権者	75
第68条 紙付の範囲	75
第69条 政令への授権	76
 第9章 その他の生活状態における扶助	 76
第70条 家政継続扶助	76
第71条 老齢扶助	76
第72条 盲人扶助	77
第73条 その他の生活状態における扶助	77
第74条 埋葬費	77
 第10章 施設	 78
第75条 施設およびサービス	78
第76条 協定の内容	78
第77条 協定の締結	79
第78条 協定の非常解約告知	79
第79条 大枠契約	80
第80条 仲裁機関	80
第81条 政令への授権	80
 第11章 収入および資産の活用	 81
第1節 収入	81
第82条 収入概念	81
第83条 目的および内容が特定された給付	81
第84条 出捐	81
第2節 第5章ないし第9章に定める給付についての収入限度	82
第85条 収入限度	82